

議案第 6 4 号

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市長及び副市長の給与に関する条例（平成17年亀山市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 市長及び副市長には、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の202.5</p> <p>(2) 12月 <u>100分の227.5</u></p>	<p>(勤末手当)</p> <p>第3条 市長及び副市長には、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の202.5</p> <p>(2) 12月 <u>100分の217.5</u></p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

第2条 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(勤末手当)</p> <p>第3条 市長及び副市長には、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に100分の20</p>	<p>(勤末手当)</p> <p>第3条 市長及び副市長には、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に100分の20</p>

<p>を乗じて得た額の合計額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の207.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の222.5</u></p>	<p>を乗じて得た額の合計額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の202.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の227.5</u></p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の亀山市長及び副市長の給与に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の亀山市長及び副市長の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の亀山市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の亀山市長及び副市長の給与に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。